

5 介護保険事業の推進

第7期計画期間における介護サービス基盤整備方針

第7期計画期間は、新たに建物を整備するのではなく、できる限り既存の施設を活用し、必要最小限の施設整備を図るとともに、在宅介護サービスを充実させ、在宅生活の限界点を高めることを目指し、基盤整備を進めていきます。

①特別養護老人ホームの整備

(既存の広域型特別養護老人ホームを対象に20床の増床)

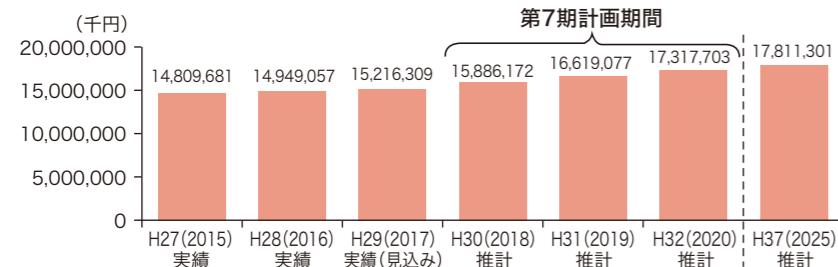
②グループホームの整備(2ユニット定員18人の整備)

③定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備

(各包括単位(市内6か所)に1事業所以上の整備)



介護給付費の推計



介護(予防)給付にかかる費用は認定者の増加に伴い、上昇を続けています。平成30年度以降においても、引き続き右肩上がりで推移する見込みです。

第7期介護保険料

本市の65歳以上の方の第7期介護保険料は、下記のとおりです。

■ 第7期計画期間(平成30年度から平成32年度(2020年度))の所得段階別介護保険料 ■

所得段階	対象となる方	基準額	調整率	保険料(年額)
第1段階	○生活保護受給者の方 ○老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方 ○前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方で世帯全員が住民税非課税の方		×0.45 ※	33,100円
第2段階	世帯全員が住民税非課税	73,600円 (年額)	×0.75	55,200円
第3段階	上記以外の方		×0.75	55,200円
第4段階	本人が住民税非課税で、世帯内に住民税を課税されている方がいる	6,137円 (月額)	×0.9	66,300円
第5段階	上記以外の方		×1.0	73,600円
第6段階	本人が住民税課税		×1.2	88,400円
第7段階	前年の合計所得金額が120万円未満の方		×1.3	95,700円
第8段階	前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方		×1.5	110,500円
第9段階	前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方		×1.7	125,200円

※低所得者に対する軽減強化 平成27年度～ 第1段階調整率 $\times 0.5 \Rightarrow \times 0.45$

●平成30年4月以降は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額と、第1段階から第5段階の方については、公的年金等に係る雑所得を控除した額を用います。

発行年月

平成30年3月

発 行

今治市 健康福祉部 高齢介護課 〒794-8511 愛媛県今治市別宮町一丁目4番地1
 ●認定・給付について 本庁高齢介護課 TEL0898-36-1526 又は各支所住民サービス課
 ●保険料について 本庁市民税課 TEL0898-36-1510 又は各支所住民サービス課

<http://www.city.imabari.ehime.jp>

第7期(平成30年度～平成32年度(2020年度))

高齢者福祉計画・介護保険事業計画

概要版



1 計画策定の背景・趣旨

策定の背景

介護を必要とする状態となっても安心して生活が送れるよう、介護を社会全体で支えることを目的として平成12年度(2000年度)にスタートした介護保険制度は、市民生活を支える重要な制度として広く浸透してきました。一方で、高齢化の進展に伴う要介護者の増加、それに起因する介護給付費の増加、さらに介護保険料の高騰、介護サービス提供体制の充実を支える介護人材の育成・確保、地域医療と介護の連携、認知症対策など、様々な課題が顕在化してきています。

本市では、いわゆる団塊の世代が75歳以上になる平成37年(2025年)までの中長期的視点を持って「地域包括ケアシステム」の構築を図ることを目指しつつ、今後3か年の高齢者福祉及び介護保険施策全般の推進を図るため、本計画を策定するものです。

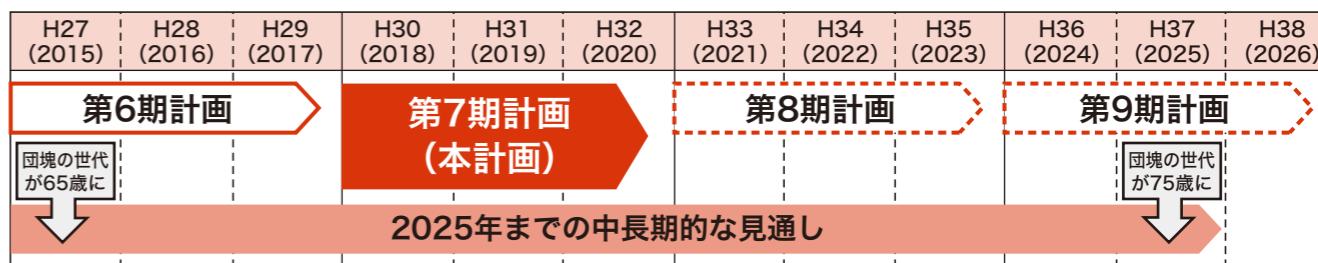
「地域包括ケアシステム」とは?

地域の実情に応じて、高齢者が、たとえ介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制をいいます。

計画の期間

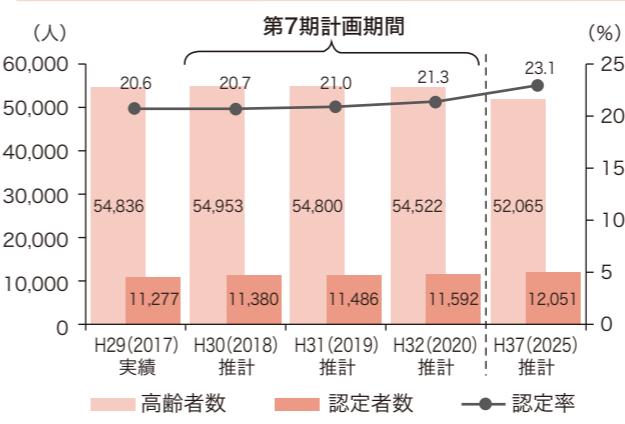
本計画では、第9期計画期間中にあたる平成37年(2025年)を見据え、第6期計画(前期計画)から段階的な構築を目指している「地域包括ケアシステム」について、より深化・推進していくこととします。

第7期計画の期間は3か年で、平成30年度を始期とし平成32年度(2020年度)を目標年度とします。



2 高齢者を取り巻く現状

今治市の高齢者・要介護(要支援)認定者数について



高齢者人口(65歳以上人口)は、平成29年の54,836人から、平成32年(2020年)には54,522人、平成37年(2025年)には52,065人と、緩やかに減少していくと見込まれます。

一方、後期高齢者人口(75歳以上人口)は増加が見込まれることから、要介護(要支援)認定者数は、平成29年の11,277人から、平成32年には11,592人、平成37年には12,051人と、今後も増加傾向が続くと見込まれます。また、高齢者に占める認定者の割合(認定率)は、緩やかに上昇していくものと見込まれます。



今治市
IMABARI CITY

3 計画の基本的な考え方

基本理念

高齢者と若い世代が共におもいやりの心を持って支え合い、価値観や生き方が尊重された自分らしい人生を送ることができるよう、おもいやりの心で支え合う社会を目指して、下記の基本理念のもと、施策を推進します。

おもいやりの心で支え合い、安心して健康に暮らせるまち

基本目標

基本目標1 地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者だけでなく、すべての市民が生まれてからその生涯を全うするまでの間、住み慣れた地域で安心して生活できる「地域包括ケアシステム」の構築を目指します。

そのため、地域包括ケアシステムの体制づくりに向けたネットワークの充実を図るとともに、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた具体的な取組・目標を定めます。また医療・介護の連携の推進、認知症高齢者施策の充実、高齢者の日常生活を支援するサービス等の充実を進めます。



基本目標2 高齢者やその家族が生きがいを持って活躍できる地域づくり

社会参加や生きがいづくり、健康づくりなどの取組を通じて、高齢者が健康で、生き生きと暮らせる地域環境づくりを目指します。また、介護をする家族の方の高齢化も進行する中、家族介護者への支援にも取り組み、誰もが安心して生活できる地域の実現に努めます。



基本目標3 介護保険制度の円滑な運営・推進

高齢者一人ひとりの生活環境や心身の状況に応じたサービスを市内全域で確保するために、計画的な介護保険サービスの基盤整備を促進するとともに、介護保険サービスの質的向上をめざします。

4 施策の展開

施 策	施策の方向
1 介護予防・生活支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇介護予防事業の機能強化や、住民主体の多様な生活支援サービス提供体制の整備により、要支援者等が介護予防・重度化防止に取り組み、結果として要介護認定率が20%以下となるよう努めます。 ◇住民主体の介護予防事業などの、地域の中で活動する担い手の育成や、確保を図ります。
2 認知症施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇今治市認知症高齢者等見守りネットワーク事業「いまからネット」を広く市民の方に周知します。認知症サポーター養成講座等について効果的な取組を図り、認知症についての正しい知識の普及に努めます。 ◇認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の早期診断・早期の適切な対応に努めます。 ◇認知症地域支援推進員を配置し、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ります。
3 在宅医療・介護連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進します。 ◇在宅医療・介護連携支援相談窓口(仮称)を設置し、地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの相談を受け付けます。

施 策	施策の方向
4 高齢者の住まいの確保	<ul style="list-style-type: none"> ◇事業者と連携して民間活力を導入し、高齢者のニーズや状況に合った多様な住まいの確保を図ります。
5 地域包括支援センターの機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ◇現在、地域包括支援センターは市内に6か所設置しています。今後も新たな包括的支援事業(認知症施策、医療・介護連携、地域ケア会議等)での協働や連携を深めつつ、各圏域における課題や強みを分析・評価していくことで、特性を生かした取組が実施できるよう支援を行い、機能強化を図ります。
6 健康づくり・社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◇第二次今治市健康づくり計画に基づく様々な取組により、関係機関と連携し、健康づくりを推進していきます。 ◇高齢者が自身の社会経験を活かして、積極的に社会参加ができる体制の整備を引き続き進めています。 ◇介護支援ボランティア事業の周知を図るとともに、関係団体と連携し、高齢者が積極的に社会参加できる体制づくりを推進します。
7 家族介護者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ◇家族介護者が地域の中で孤立することなく、また介護をしながら働き続けることができる社会を目指し、介護者の身体的・精神的な負担を軽減できるよう支援に取り組みます。 ◇在宅介護サービス等の充実を図るとともに、市民への普及を図ります。
8 高齢者を見守る地域の体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ◇地域包括支援センター等において行っている相談業務について周知を図ります。 ◇地域における福祉活動を推進し、地域で高齢者を支える体制の整備を図ります。 ◇関係者及び地域とのネットワークを強化し、高齢者虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待の防止に向けた取組を推進します。

■□高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた具体的な取組・目標□■

主な取組	取組内容	目標(平成32年度(2020年度))
短期集中型 介護予防教室	<ul style="list-style-type: none"> ◇リハビリテーション専門職など保健・医療専門職による多職種協働で、生活行為課題のアセスメントや動機付けを行い、教室終了後の社会参加を見据えた短期集中型の機能向上教室を実施します。 	予防教室受講時に掲げた目標達成者の割合が80%超
社会参加の促進による 介護予防	<ul style="list-style-type: none"> ◇虚弱な高齢者でも容易に参加できる身近な場での住民主体による体操教室や、サロン及び趣味のサークルなど既存の通いの場なども含めた多様な社会参加の機会拡大を図ります。 ◇高齢者が容易に通える範囲に、住民主体で開催する通いの場(原則として週1回以上)の展開を支援します。 	住民主体の通いの場を各日常生活圏域に1か所以上(計16か所以上)設置
リハビリテーション専門職 を活用した自立支援型の 地域ケア個別会議	<ul style="list-style-type: none"> ◇リハビリテーション専門職など多職種の参加による地域ケア個別会議を開催することで、自立支援型のケアマネジメントを支援し、地域における介護予防の取組を強化します。 	年間に5回以上会議を開催
生活支援体制の基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ◇市全域を対象とした第1層と日常生活圏域を6分割した第2層に、生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などのコーディネート機能を果たす者として生活支援コーディネーターを8名配置、また定期的な情報の共有・連携強化の場として協議体を第1層に1か所、第2層に27か所設置して、段階的に住民主体によるサービスの充実を図っています。 	生活支援サービスを各日常生活圏域に1つ以上整備